特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる次の建築物等について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年６月５日　糸魚川市長　久保田郁夫

１　特定空家等の概要

⑴　所在地　糸魚川市大字寺地138番地１

⑵　種　類　店舗（旧ガソリンスタンドのキャノピー）

⑶　構　造　鉄骨造

２　所有者等が行うべき措置の内容

下記３の期限までに速やかに解体撤去するとともに、その敷地に残置されている動産等について、これを搬出し適正に処理する。

３　措置の期限　令和７年６月19日

期限までに上記２の措置を実施しない場合は、市長又はその命じた者、若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、保安上の危険を取り除く最低限の措置を行う。

なお、所有者が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

４　動産等の取扱い

市長等が当該建築物等の除却を行うときは、その敷地に残置されている動産等を撤去処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、上記３の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記５の問合先へ通知すること。

５　問合先

糸魚川市市民部環境生活課

電話番号　025―552―1511（代表）

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年６月５日　熊本県知事　木村　　敬

記

農事組合法人古閑酪農組合
熊本県阿蘇市一の宮町三野873番地
農事組合法人竹の畑肉牛組合
熊本県阿蘇郡産山村田尻1012番地
農事組合法人狩尾牧場
熊本県阿蘇市狩尾字端辺1836番地
農事組合法人北九畜産
熊本県阿蘇郡産山村大字大利604番地２
農事組合法人黒川牧野組合
熊本県阿蘇市黒川119の１番地
農事組合法人町古閑肉用牛生産組合
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨862番地
農事組合法人希望畜産
熊本県阿蘇市一の宮町宮地5205番地
農事組合法人阿蘇ナニワ牧場
熊本県阿蘇市波野大字波野1622番地１
農事組合法人志屋牧場
熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕1710番地
農事組合法人小国グリーンファーム
熊本県阿蘇郡小国町宮原1613番地１の１
農事組合法人阿蘇温室組合
熊本県阿蘇市湯浦225番地
農事組合法人下中原牧野組合
熊本県阿蘇郡南小国町大字中原1042番地３
農事組合法人中無田組植林原野管理組合
熊本県阿蘇市西湯浦1452番地885
農事組合法人大阿蘇夢ファーム
熊本県阿蘇市一の宮町中通2607番地
農事組合法人阿蘇高冷地野菜生産組合
熊本県阿蘇市波野大字波野4197番地５
農事組合法人やまぶきの里
熊本県阿蘇郡産山村大字産山2242番地
農事組合法人あそ小倉
熊本県阿蘇市小倉947番地１
農事組合法人下永富営農組合
熊本県下益城郡美里町永富959番地
農事組合法人霊台用水組合
熊本県下益城郡美里町豊富1886番地
農事組合法人百笑山さん
熊本県宇城市不知火町柏原128番地
農事組合法人竹川トマト農園
熊本県宇土市走潟町3225番地
農事組合法人名越谷サポートセンター
熊本県下益城郡美里町名越谷3809番地
農事組合法人ミルック
熊本県上益城郡甲佐町大字横田260番地２
農事組合法人玉目牧野組合
熊本県上益城郡山都町玉目691番地
農事組合法人田中農園
熊本県下益城郡美里町馬場785番地
農事組合法人ちくりんの恵
熊本県上益城郡益城町小谷1331番地１
農事組合法人やまいで
熊本県上益城郡甲佐町大字白旗597番地１
農事組合法人元白旗
熊本県上益城郡甲佐町大字白旗2224番地
錦郷川農事組合法人
熊本県上益城郡甲佐町大字南三箇383番地
農事組合法人いとだ
熊本県上益城郡甲佐町大字糸田1425番地
農事組合法人ファーム吉田
熊本県上益城郡甲佐町大字吉田124番地１
農事組合法人トライニューアグリ
熊本県上益城郡御船町滝尾4360番
農事組合法人入佐
熊本県上益城郡山都町入佐745番地

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月五日

福島県南相馬市原町区萱浜字原畑一九〇番地の五
株式会社東和塗工
代表清算人　伊東　浩信

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月五日

栃木県宇都宮市越戸一丁目一〇番六号（旧本店　栃木県宇都宮市中央五丁目一六番二号長谷川ビル二Ｆ）
有限会社トップ・トラスト
清算人　柴田　　優

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月五日

埼玉県所沢市東所沢二丁目一九番地の一六
有限会社新井舗道
清算人　新井　明雄

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月五日

埼玉県所沢市東所沢四丁目一九番地の一
有限会社彩輝工房
清算人　野尻　周吉

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月五日

千葉県木更津市中央一丁目四番九号
株式会社黒田不動産鑑定
代表清算人　谷口　潤一